

千代田区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	68,835人	65,955,496 千円	3,310,253 千円	12,406,028 千円	18.8%	15.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

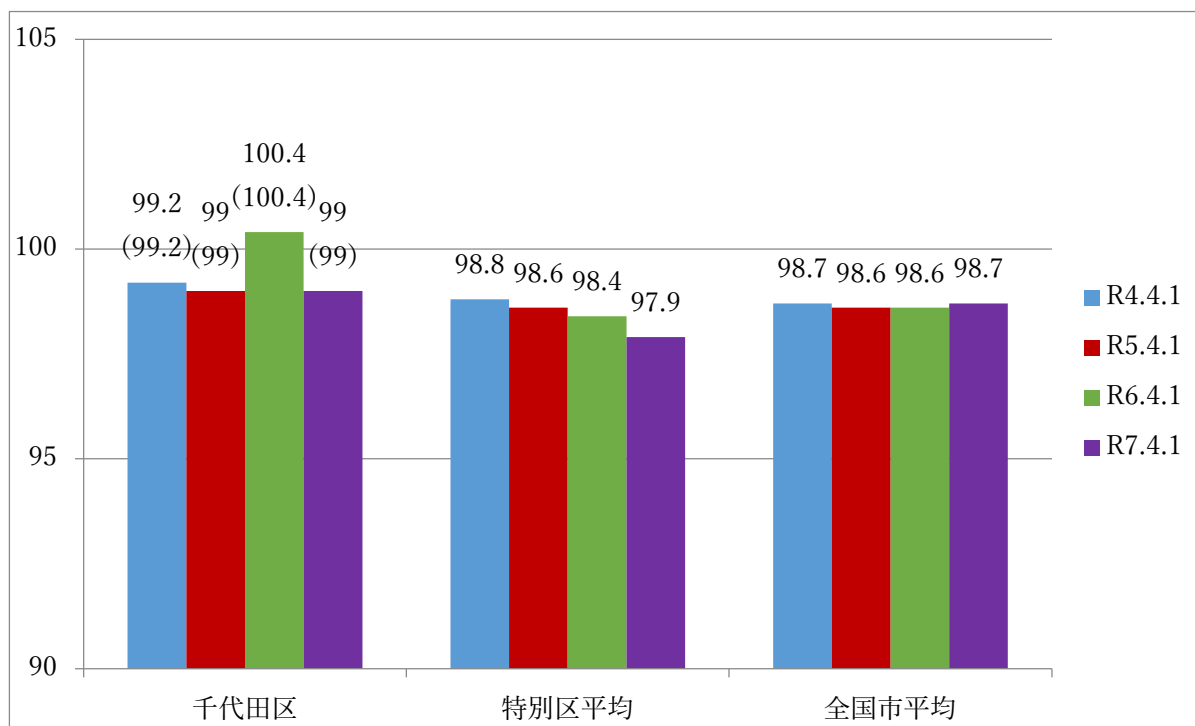
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)特別区 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
6年度	1,301 人	4,007,154 千円	1,697,873 千円	1,955,886 千円	7,660,913 千円	5,888千円	6,798千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



((注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイ

レス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
7年度	406,322円	391,462円	14,860円 (3.8%)	3.8%	3.8%	3.62%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
7年度	4.92月	4.85月	0.07月	0.05月	4.90月	4.65月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和8年4月1日
（内容）国の改定手法を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した上で、一般行政職について、以下の通り見直した。

- ・5級 初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げた。
- ・6級 初号の額を引き上げつつ、5級との給料月額の重なりを解消した。また、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とした。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、千代田区においても20%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	20%	20%	20%
千代田区の支給割合	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

扶養手当について国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日）

管理職特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。（令和8年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千代田区	38.2歳	301,321円	433,903円	380,751円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
特別区平均	39.5歳	306,499円	434,733円	384,346円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
千代田区	45.9歳	92人	264,384円	368,757円	326,435円	—	—	—	—
うち清掃	45.1歳	78人	266,494円	376,719円	330,001円	廃棄物処理業従業員	48.0歳	320,600円	1.17
うち用務	59.6歳	5人	272,980円	338,979円	328,536円	用務員	49.0歳	251,000円	1.35
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
特別区平均	53.3歳	213人	285,018円	387,770円	349,295円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千代田区			
うち清掃	5,976,692円	4,457,900円	1.34
うち用務	5,391,031円	3,395,700円	1.59

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用します。（令和4年～令和6年の3ヵ年平均）

※ 民間の用務員、廃棄物処理場従業は、都道府県別データが公表されていないため、全国平均値を掲載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致するものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田区	35.6歳	323,677円	428,052円
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
特別区平均	38.0歳	340,103円	452,232円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		千代田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	220,000円
	高校卒	182,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	176,400円	185,400円	—
教育職	大学卒	233,000円	241,700円	—
	短大卒	215,200円	225,600円	—

※千代田区の技能労務職の初任給は、清掃作業の職務に従事する職員の初任給を掲載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,119円	377,800円	385,750円	420,925円
	高校卒	269,580円	360,317円	346,480円	372,386円
技能労務職	高校卒	245,817円	該当者なし	315,700円	313,900円

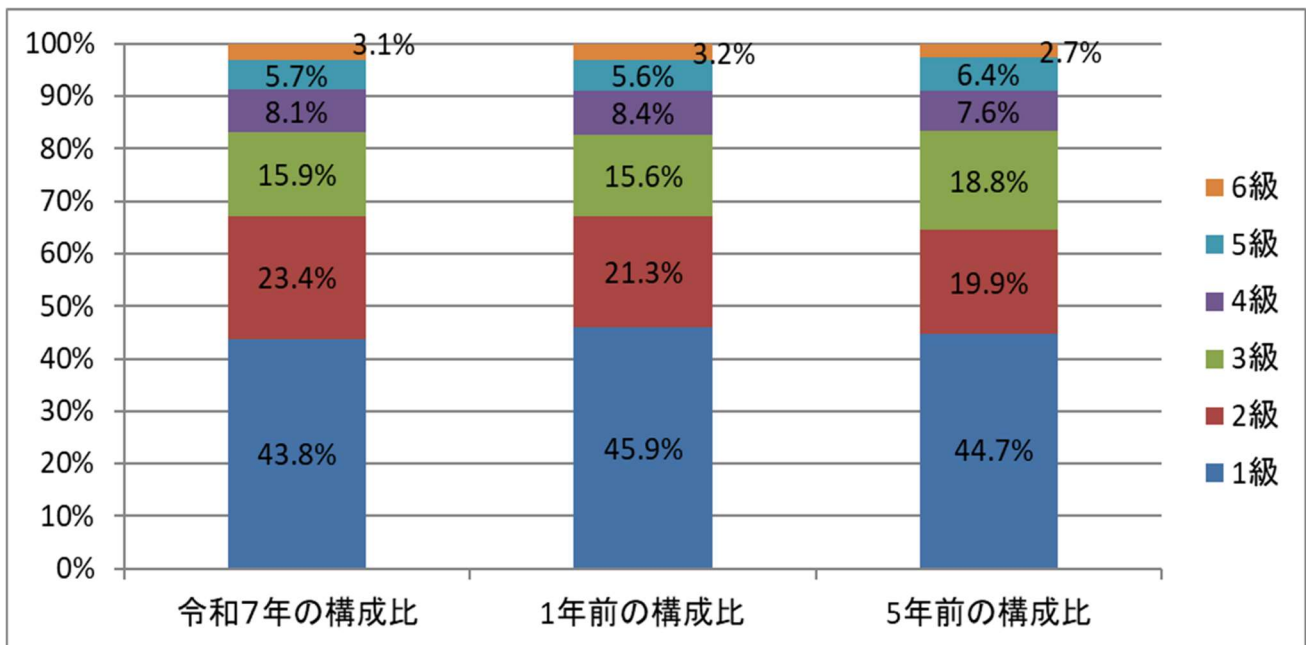
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

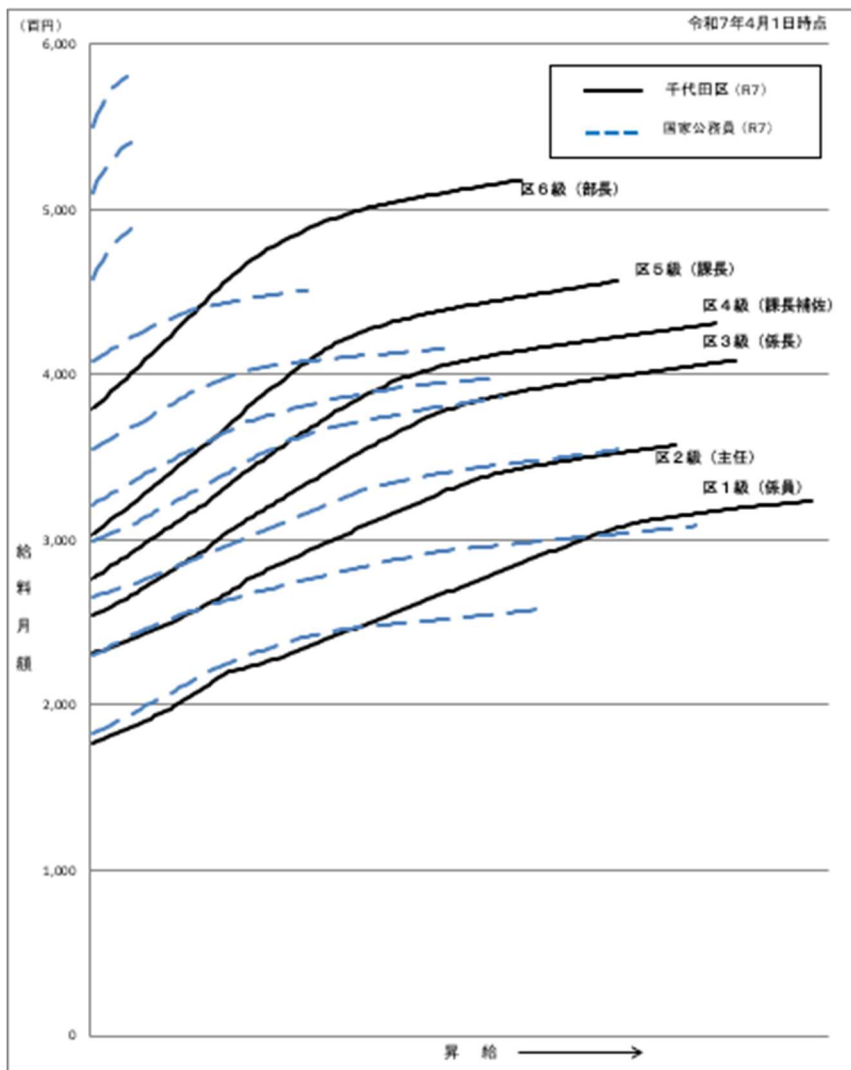
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	379人	43.8%	177,400円	323,900円
2級	主任の職務	203人	23.4%	231,500円	357,600円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	138人	15.9%	254,100円	408,800円
4級	課長補佐の職務	70人	8.1%	276,700円	431,000円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	49人	5.7%	303,500円	457,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	27人	3.1%	379,400円	518,100円

(注) 1 千代田区の「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員（定年前・暫定再任用短時間勤務職員を除く）数です。

2 構成比は、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田区	東京都	国
1人当たりの平均支給額 (6年度) 1,863千円	—	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置有

(注) () 内は、暫定再任用職員にかかる支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

千代田区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （早期退職の促進のため）			その他の加算措置		
1人当たりの平均支給額 1,942千円			20,512円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		882,402千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		709,897円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千代田区	20%	1,243人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		16,210千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		123,740円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		9.98%		
手当の種類（手当数）		6 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場 業務手当	施設経営課、 建築指導課	昇降機の検査	0千円	日額 460円
		建設現場における 足場の不安定な箇所での 工事監督又は検査業務	0千円	地上10m以上 30m未満 日額 320円 地上30m以上 日額 440円
福祉業務手当	生活支援課、 在宅支援課	生活保護法又は老人福祉法に定める 業務を行うため家庭等を訪問したとき	17千円	日額 500円
		児童相談所	0千円	日額 1,470円
	児童相談所	児童福祉法に定め	0千円	日額 490円

		る児童相談所の業務（一時保護業務除く）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務をしたとき		
防疫等業務手当	保健所	I類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等の接触業務	0千円	日額 720円
		II類感染症又は指定感染症の患者等の接触業務	0千円	日額 320円
		結核患者の接触業務	0千円	日額 180円
有毒薬物等取扱手当	保健所	法令に定める有害薬物・毒物による試験、検査等	106千円	日額 240円
清掃業務手当	清掃事務所	廃棄物の直接処理等	11,923千円	日額 700円
教育特殊業務手当	幼稚園の教諭	非常災害時等の緊急業務	0千円	日額 3,000円 ～6,400円

(注) 支給実績額(16,211千円)には、「千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の規定により、「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給された教員特殊業務手当の額(4,165千円)が含まれています。

(内訳)	・修学旅行等指導業務	964千円
	・対外運動競技等	759千円
	・部活動指導	2,442千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	415,563千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	446千円
支給実績(令和6年度決算)	429,916千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	439千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員・教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、暫定再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額 (月額)
該当なし		

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者	4,000円	異なる	3,000円	52,307千円	174,941円
	子	9,500円		11,500円		
	父母等	6,000円		6,500円		
	16歳から22歳までの子	4,000円加算		5,000円加算		
住居手当	世帯主である職員で、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃月額27,000円以上を支払っている職員に支給 ・月額 8,300円 年齢により加算あり 26歳以下 18,700円 27歳以上31歳以下 9,300円		異なる	家賃負担者に対し最大 28,000円	57,326千円	163,789円
通勤手当	交通機関、交通用具等を利用して通勤する職員に対し通勤に要する経費を補助するため支給 ・交通機関利用者支給限度額 1月当たり 55,000円 ・交通用具使用者の支給額 一般 2,600円～13,000円 不便公署 2,600円～20,400円 身障者等 3,900円～24,900円		異なる	・交通機関利用者支給限度額 1月当たり 55,000円 ・交通用具使用者の支給額 2,000円～ 31,600円	196,826千円	169,531円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 64,700円～127,600円		異なる	支給金額 46,300円～ 130,300円	105,046千円	1,180,296円
初任給調整手当	専門的知識が必要で、採用困難な職に採用される者に対し、一定の期間支給(区では医師、歯科医師に支給) 支給の期間に応じ118,000円～268,500円		異なる	地域に応じ 414,800円以内	5,035千円	2,517,600円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合に支給 ・1時間単価の25/100の額		同じ	—	128千円	127,604円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿直又は日直勤務をした場合に支給 ・通常の日から始まる場合 5時間以上8,400円 5時間未満4,200円 ・年末年始の日から始まる場合 5時間以上10,700円 5時間未満5,350円		異なる	内容に応じ 4,400円～ 21,000円	2,164千円	40,078円

管理職員特別勤務手当	管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に支給 ・部長級 12,000円 （6時間を超える勤務）18,000円 週休日等以外 6,000円 ・課長級 10,000円 （6時間を超える勤務）15,000円 週休日等以外 5,000円	異なる	・週休日等 6,000円～18,000円 （6時間を超える勤務 9,000円～27,000円） ・週休日以外 3,000円～6,000円	1,161千円	41,454円
単身赴任手当	公署を異にする異動により転居し、配偶者と別居、単身生活する場合に支給 ・基礎額 30,000円 ・加算額 6,000円～14,000円	異なる	30,000円～100,000円	360千円	360,000円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るために支給 職務の級・号により1,120円～4,150円	-	-	4,336千円	41,296円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,305,000円		
	副区長	1,042,000円		
	教育長	922,000円		
報酬	議長	939,000円		
	副議長	820,000円		
	議員	627,000円		
期末手当	区長	(令和6年度支給割合)		
	副区長			
	教育長	4.20月分		
	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長			
	議員	4.20月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区長	$1,305 \text{千円} \times \text{在職年数} \times 470/100$	24,534千円	任期毎
	副区長	$1,042 \text{千円} \times \text{在職年数} \times 290/100$	12,087千円	任期毎
	教育長	$922 \text{千円} \times \text{在職年数} \times 220/100$	6,085千円	任期毎

- (注) 1 区長・副区長に対する地域手当は平成22年1月1日より廃止し、相当額を給料に含めて支給しています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（区長及び副区長は4年=48月、教育長は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

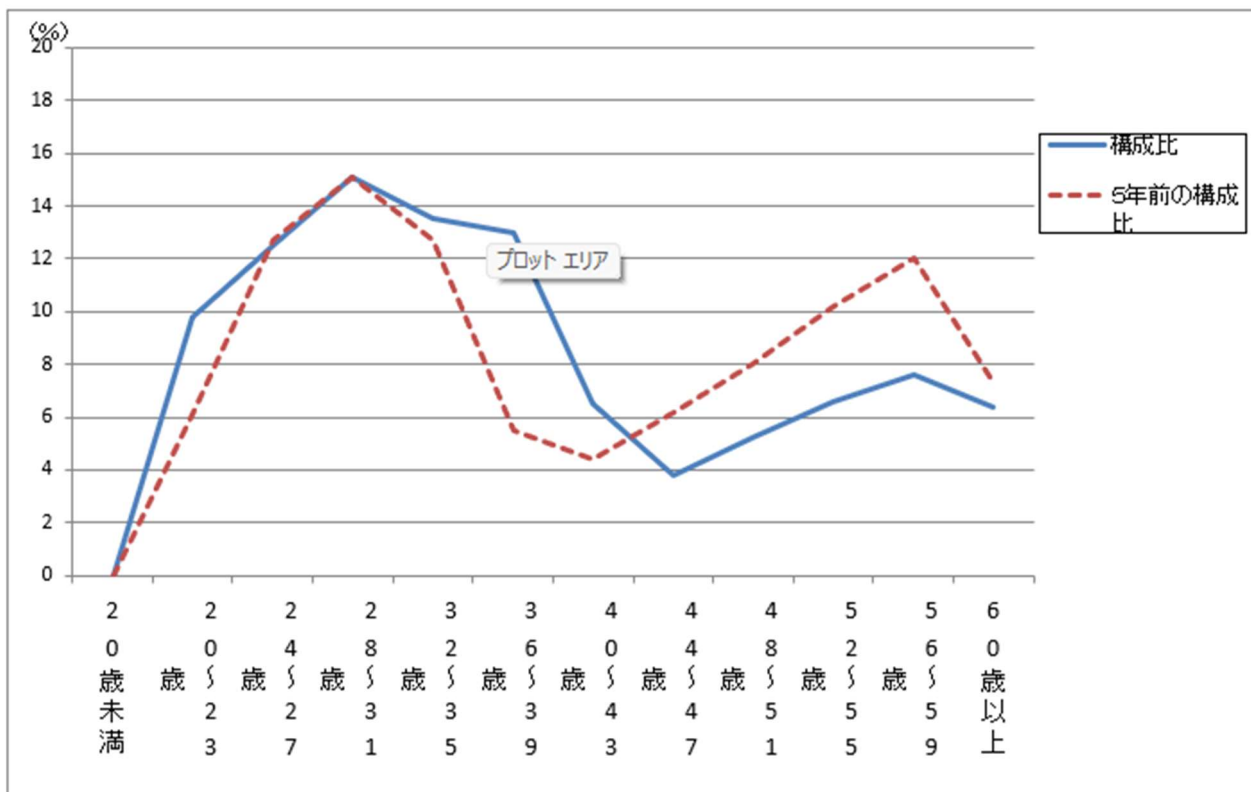
区分		職員数(人)		増減 (人)	減員 (人)	増員 (人)	主な増減理由	
		令和6年	令和7年					
普 通 会 計 部 門	一 般	議会	12	12	0	0	0	
		総務	283 (3)	296 (1)	13	2	15	育休等重複配置、物価高騰対策、ふるさと納税対応などのための増、育休等重複配置解消による減
	行 政 部	税務	33	35	2	0	2	育休等重複配置などのための増
		民生	299 (4)	325 (3)	26	0	26	保育園機能強化、子育て事業充実、育休等重複配置などのための増
	門	衛生	221 (11)	227 (12)	6	5	11	ごみ収集体制充実、ごみ排出量削減事業充実、母子保健業務充実などのための増、過員解消などによる減
		商工	13	16	3	0	3	産業振興事業充実、地方連携事業充実などのための増
	計	土木	145 (1)	147	2	0	2	新規他団体派遣による増
		小計	1006 (19)	1058 (16)	52	7	59	<参考>人口1万人当たりの職員数153.70人（類似団体の人口1万人当たりの職員数58.43）
	門	教育	191 (2)	201 (1)	10	1	11	学校給食充実、学校施設管理事務充実、特別支援教育充実のための増、過員解消による減
		小計	1,197 (21)	1,259 (17)	62	8	70	<参考>人口1万人当たりの職員数182.90人（類似団体の人口1万人当たりの職員数64.53人）
公 営 企 業 等 会 計 部 門	国保事業	16	16	0	0	0		
	老人医療	4	4	0	0	0		
	介護保険	22	22	0	0	0		
	小計	42	42	0	0	0		
合 計		1,239 (21) [1,320]	1,301 (17) [1,320]	62	8	70	<参考>人口1万人当たりの職員数189.00人	

(注) 1 () は定年前・暫定再任用短時間勤務職員で外書きです。

2 [] は条例定数の合計です。

3 職員数には、公益的法人等派遣職員を含み、他の地方公共団体へ派遣中の職員（被災地派遣の職員は除く）、研修受入職員、定年前・暫定再任用短時間勤務職員、臨時・非常勤職員を含みません

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	127人	163人	196人	176人	169人	84人	50人	68人	86人	99人	83人	1,301人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度							過去5年間の増減数（率）
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	937	943	969	975	1,006	1,058	121(12.91%)	
教育	177	180	186	185	191	201	24(13.55%)	
普通会計	1,114	1,123	1,155	1,160	1,197	1,259	145(13.01%)	
公営企業等会計	40	40	42	42	42	42	2(0.05%)	
総合計	1,154	1,163	1,197	1,202	1,239	1,301	147(12.73%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。